＜別紙様式８（特殊用塩特定販売数量等報告書）記載要領＞

◎すべての塩種について実績がない場合も「実績なし」と記入のうえ**必ず提出して下さい。**

①「用途」欄

その塩の最終消費段階において想定される用途をいいます。

例えば、同一製品であっても、一般家庭において使用されることを想定したものであれば「生活用」、菓子の原料として使用されることを想定したものであれば、「パン・菓子」に該当します。

用途別区分については、一覧表（第２面）を参照し、該当するものを１つ選んでください。用途が複数ある場合は、用途ごとに欄を分けて記載してください。

②「区分」欄

第３面に記載の区分記号の「４－１」から「４－７」のうち、該当するものを１つ記載してください。「４－７」に該当する塩については、販売先の限定方法等の現況について、備考欄に記載の上報告してください。

※ 「４－７」に該当する塩は、①販売先を限定（不特定多数に販売しない）②販売は試験的なもの（需要の調査等）③一年間の販売数量が 100 トン以内のもの、です。①②③のどれか一つでも当てはまらなくなった場合は、特定販売業への移行手続を行ってください。

③「原産国」欄

原産国を記入してください。

④「期首在庫数量」欄

令和５年４月１日現在の在庫数量を記載してください。

⑤「輸入数量」欄

令和５年４月１日～令和６年３月 31 日(2023 年４月１日～2024 年３月 31 日)の間における輸入数量を、塩の種類ごとに、トン単位で記載してください。なお、トン未満は小数点以下第２位で四捨五入し、第１位まで記載してください。点線以下は、原産国を記入してください。

⑥「販売等数量」欄

令和５年４月１日～令和６年３月 31 日の間における販売数量を、⑤と同様に記載してください。

なお、「その他」については、その内容（輸出、消耗等）について備考欄に記載してください。

⑦「期末在庫数量」

令和６年３月 31 日現在の在庫数量を記載してください。

⑧別紙様式の記載場所

別紙様式は東京税関ホームページからダウンロードできます。

URL：http://www.customs.go.jp/tokyo/zei/hinmokubetsu_shio.htm

注）特殊用塩とは、塩事業法施行規則第４条に規定のある用途又は性状が特殊な塩で、以下のうちいずれかに該当するものです。

4-1　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）第２条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に該当する塩

4-2　試薬塩化ナトリウム

4-3　細菌等の試験研究用の培地として使用される塩その他の専ら学術研究又は教育用に供される塩

4-4　銅のメッキ処理過程等において専ら触媒の用に供される塩

4-5　亜鉛、鉄その他の金属成分を含有する塩で、直方体又は球形等の塊状に成形されたもの

4-6　塩化ナトリウムの含有量が 100 分の 60 以下の塩で、塩化ナトリウムとそれ以外の成分が容易に分離し難いもの

4-7　販売先を限定して試験的に販売される塩であって、一年間の販売数量が 100 トン以内のもの